

議案第 21 号

東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び
運営に関する基準を定める条例（令和 4 年板橋区条例第 16 号）の一部
を次のように改正する。

第 17 条中「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 1
0 各号」を「法第 27 条の 2 第 1 項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

主務省令の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。